

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 1 月 13 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上昴生田集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 1 月 13 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・畦畔除去などのほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図って

(別紙)

いく。

- ・ 営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。
- ・ 集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・ 農地・水保全管理支払交付金を活用し、用排水路の清掃、等を行っている。農道の砂利轆き、用排水路の法面への防草シート張り、幹線農道の舗装等を行っている。
- ・ 神社祭り、夏祭りを開催し、地域コミュニティー形成を図っている。
- ・ 缶拾い、社会奉仕、神社の清掃、花壇の設置、墓地の清掃などを実施し、地域美化に努めている。